

第2節 平成17年和歌山県産業連関表の基本事項

1 基本フレーム

(1) 作成の目的

和歌山県内の産業構造や各産業部門間の生産活動における相互依存の関係を、総合的に把握するものであり、県経済の構造分析や行政諸施策の立案、各種施策による経済波及効果の測定等の基礎資料として利用することを目的に作成します。

なお、本県では昭和35年表を最初として、昭和50年表以降は5年ごとに作成を行っており、今回はより最新の表として平成17年表を作成し公表するものです。

(2) 対象期間・地域及び記録の時点

平成17年(2005年)1月から12月までの1年間の和歌山県内における財・サービスの生産活動及び取引が対象です。

記録の時点は、原則として生産及び取引が実際に発生した時点を記録する「発生主義」です。

(3) 取引基本表の形式

取引基本表は、平成12年表と同様、生産者価格評価による商品×商品の地域内競争移輸入型表です。

① 地域内表と地域間表

地域内表とは、特定の一地域内の生産活動を取り上げて、その投入・産出構造を中心に記録したものであり、他の地域との取引は移輸出入として一括して取り扱います。これに対して、地域間表は二つ以上の地域の生産活動を取り上げて、それぞれの地域内の投入・産出構造とともに地域相互間の取引を明示した表になります。

地域間表を使用すれば、他地域との相互依存関係を明らかにすることが出来ますが、本県での作成目的が、県内の産業間取引の把握にあることと、資料上の制約などにより地域内表としています。

② 競争移輸入型と非競争移輸入型

競争移輸入型とは、県外産品(移輸入品)と県内産品を区別することなく需要部門に配分しておき、県外産品分は最終需要欄と生産額欄の間にマイナス項目として移輸入部門を設け調整する方式です。これに対して、非競争移輸入型は、県内産品と県外産品(移輸入品)を区別して最終需要に配分する方式になります。

非競争移輸入型を使用すれば、現実の移輸入の消費構造が明らかにされているため、経済構造の現状分析には適していますが投入計数が安定していないこともあり、投入計数が安定していて予測修正を行う場合も比較的容易である競争移輸入型としています。

(4) 価格評価

実際価格による生産者価格評価表とします。

① 実際価格と統一価格

実際価格とは、同一の財貨の取引であった場合でも、大口消費者か小口消費者かによって価格が異なる場合がありますが、個々の取引を、実際の取引価格で評価する方法です。これに対して、統一価格では、同一の財貨については、実際取引のいかんを問わずに、平均的な統一の価格で評価する方法になります。

しかし、実体経済においては、たとえ同一の財や同一の量であったとしても、地理的要因や時期的な要因また、需給の状況や取引の形態が相違するなどにより、同一の価格で取引されるとは限らないため、本県では、経済取引の実態を表すことを考慮して実際価格としています。

② 生産者価格と購入者価格

財貨の価格は、取引に伴って付加する流通コスト（商業マージン及び貨物運賃）の処理方法によって、（１）生産者価格評価と、（２）購入者価格評価がありますが、投入構造が安定しているため、分析に適している生産者価格評価を採用しました。

（５）輸出入品の価格評価

輸出品の価格はFOB価格（本船渡し価格）とし、輸入品の価格はCIF価格（運賃、保険料を含む価格）とします。

輸出入品の価格評価については、貿易統計の価格評価が、輸出品はFOB価格で輸入品はCIF価格で評価されるため、生産者価格で評価をする場合は、先のような価格評価となります。

（６）消費税の評価方法

消費税の評価方法は、各取引額に消費税額を含むグロス表示とします。なお、消費税の納税額は、粗付加価値部門の間接税に含めています。

（７）部門分類

部門の設定は全国表に合わせており、基本表はアクティビティベース（生産活動単位）の分類による行520部門、列407部門の「商品」×「商品」の表となっています。

部門数については、以下のとおりです。

	行	列
基本分類	520	× 407部門
統合小分類	190	× 190部門
統合中分類	108	× 108部門（公表）
統合大分類	34	× 34部門（公表）

なお、ひな形として13×13部門についても公表をしています。

（８）逆行列係数の型

逆行列係数については、以下の型とします。

$$[I - (I - \hat{M}) A]^{-1} \quad (\text{開放経済型逆行列係数})$$

$$(I - A)^{-1} \quad (\text{閉鎖経済型逆行列係数})$$

2 93SNAへの対応について

国際連合が提唱している国民経済計算体系(A System of National Accounts 以下「SNA」)は、従来より、我が国の国民経済計算及び産業連関表に取り入れられています。本県の産業連関表も、全国表の作成概念及び手法に従っていることから、SNAの概念に従って作成していることとなります。

現在のSNAは1993年(平成5年)に「1993年国民経済計算体系」(以下「93SNA」)が採択され、加盟各国がこれに従ってSNAの整備を行うよう勧告が行われました。

これを踏まえて、平成7年全国表において、勧告の趣旨を取り入れ、一部対応が図られ、平成17年表においても、更なる対応を図るため、概念の変更がありました。本県においても、下記の通り、全国表と同様の対応を行いました。

(1) ソフトウェア・プロダクトの固定資本形成への計上

従来、家計で使用するものを除き、全額中間消費扱いしていたソフトウェア・プロダクトについて、固定資本形成に該当するもの(耐用年数が1年以上で購入者単位が10万円以上)は固定資本形成に産出しています。

(2) 社会資本に係る資本減耗引当の計上

従来、資本減耗計算を行っていなかった道路・ダム等の社会資本に関しても資本減耗の計算を行い、その費用を一般政府消費支出に産出しています。

(3) 消費者概念の2元化への対応

平成7年表から、従来家計消費支出に産出していた移転支出(政府あるいは医療保険負担分の医療費及び教科書用図書の現物給付)を政府個別的消費支出に産出しているが、平成12年表において新設された介護部門等の移転支出についても同様の取り扱いとしています。

① 介護保険給付額として「介護(居宅)」及び「介護(施設)」から「中央政府個別的消費支出」に産出しました。

② 福祉用具購入費についてはそれぞれの財から、住宅改修費については建設補修迂回で「住宅賃貸料(帰属家賃)」から「中央政府個別的消費支出」に産出しました。

なお、「住宅賃貸料(帰属家賃)」については、原則、全額家計消費支出に産出することとなっておりますが、介護保険の扱いから「消費の2元化」の対応を優先しています。

3 特殊な扱いをしている部門

(1) 商業及び運輸部門

通常、経済取引では、商業及び運輸部門を経由して行われるものが大部分です。

この取引経路を忠実に示そうとすると表の形式は複雑になり、産業間取引の実態をわかりにくくします。

このため、取引は各部門間で直接行われたように表示し、商業及び運輸部門へは、それぞれ商業マージン、運輸額のみを一括計上します。

(2) コスト商業及びコスト運賃

上記(1)のような通常の流通経済とは別に、直接的な費用として処理される特別な商業活動及び運輸活動があります。この経費については、コスト商業、コスト運賃としてそれぞれの行部門の「商業」、「運輸」に計上します。

例えば、中古品の取引に伴うマージン額(コスト商業)、引越荷物、廃棄物など商品とは考えられないものにかかる運送費用(コスト運賃)などが相当します。

(3) 屑及び副産物

ある一つの財の生産に当たって、生産技術上必然的に、目的とした財の他に別の財(屑・副産物)が一定量だけ生産される場合があります。アクティビティベースの産業連関表では、これらについて特殊な扱いをしています。

平成12年表では、発生した屑・副産物はマイナス計上し、その発生分を「再生資源回収・加工処理」部門に一括して投入させ、当該部門から回収・加工処理を付加した額を各投入又は需用部門に産出していましたが、平成17年表では、平成7年表までと同様に、マイナス投入方式で扱っています。

(4) 帰属計算をする部門

帰属計算とは見かけ上の取引活動は行われていませんが、実質的には効用が発生し、その効用を享受しているものがある場合、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計上させることをいいます。

① 狭義の金融部門

金融部門の活動のうち、預貯金の管理、貸付及び融資業務について、貸付金に対する受取利子と預貯金に対する支払利子との差額を帰属利子として計算します。

② 生命保険及び損害保険

(受取保険料+資産運用益) - (支払保険金+準備金純増)で帰属保険サービスとして計算します。

③ 政府の所有する資産に係る資本減耗引当

減価償却を行っていない道路・ダム等の社会資本等についても減価償却分を帰属計算します。

④ 持家及び給与住宅に係る住宅賃貸賃料

市中家賃で評価し、帰属家賃として計算します。

(5) 仮設部門

産業連関表の各内生部門の中には独立した一つの部門とは考えられないものがあります。これらは、推計作業上の便宜や利用目的を考慮して設けられたもので「仮設部門」と呼びます。

平成17年表の仮設部門としては以下の部門を設定しています。

① 事務用品

各部門で共通して使用される鉛筆、消しゴム、罫紙等の事務用品は、企業会計では一般的に消耗品として一括処理されることが多いため、これらを各部門から投入するのではなく、一括して事務用品からの投入として扱います。

② 自家活動部門

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄ってしまう場合がありますが、この活動だけを分離し、投入構造を把握することは困難です。このため、自家活動部門を「仮設部門」として独立させます。

平成17年表では「自家輸送（旅客自動車）」、「自家輸送（貨物自動車）」を設けています。

③ 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

鉄屑等についてはこれらを主産物とする部門がないため、行部門について仮設部門を設けています。

(6) 使用者主義と所有者主義

使用者主義は、その生産設備を使用した部門にその経費を計上するという考え方で、所有者主義は、その生産設備を所有する部門にその経費を計上するという考え方です。

近年、物品賃貸業のウェイトが高まっており、部門を設定して物品賃貸業の生産額、付加価値を計上する必要が生じてきたため、物品賃貸業を所有者主義により扱うこととしています。

(7) 政府及び対家計民間非営利団体の活動

政府活動はその活動主体により①産業（のうち「公的企業」）、②対家計民間非営利サービス生産者、③政府サービス生産者に大別されますが、②③はその活動の基本原理が一般の産業と異なるため、特殊な扱いが行われます。

生産額は経費総額をもって計測されるため、営業余剰は計上されません。

産出先は、料金を支払った産業又は家計に計上し、残りの額を中央・地方政府消費支出又は対家計民間非営利団体消費支出に計上します。

(8) 分類不明

いずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものですが、このほかに、行及び列部門の推計上の残差の集積部門としての役割も持っています。

4 平成12年からの主な変更点

(1) 部門分類の新設等

① 統合大分類（34部門分類）について

ア 「情報通信」部門の編成

日本標準産業分類の改定に伴い「その他の製造工業製品」部門、「対事業所サービス」部門及び「対個人サービス」部門のそれぞれ一部と「通信・放送」部門を統合し、「情報通信」部門としました。

イ 「電気機械」部門の編成

日本標準産業分類の改定に伴い「電気機械」部門を「電気機械」部門、「情報・通信機器」部門及び「電子部品」部門の3つに分割しました。

② 基本分類について

ア 「郵便・信書便」部門の新設

これまでの「郵便」部門に民間事業者による信書送達の活動を加えた部門として新設しました。

イ 「インターネット付随サービス」部門の新設

これまでの部門に該当するものがないために新設しました。それに伴い、これまでの「その他の電気通信」部門に含まれていた「サーバ・ホスティング・サービス」はこの部門に計上しています。

ウ 「真空装置・真空機器」部門の新設

これまでの「ポンプ及び圧縮機」部門や「化学機械」部門などに含まれていた真空装置・真空機器製造業を一つにまとめた部門として新設しました。

エ 「社会福祉（産業）」部門の新設

保育所、居宅支援事業所等の経営が株式会社や有限会社等に認められたことにより新設しました。

(2) 「再生資源回収・加工処理」部門の変更

平成12年表で新設された「再生資源回収・加工処理」部門において、「屑・副産物」を一括して県内総生産額として計上していましたが、平成17年表では平成7年表以前と同様に、「屑・副産物」を直接投入部門へ計上する「マイナス投入方式」に変更しています。このため、平成12年表と比較してこの分生産額が小さくなっています。

5 定義と範囲

(1) 生産額

県内生産額とは、県内で行われた生産活動により、作成対象期間中に生産された生産物の価値の総計で、産業連関表のタテとヨコの最後に位置し、行及び列の両面をコントロールする極めて重要な数値となります。この意味で、生産額のことを特にコントロール・トータルズ（Control Totals）、略してCTとも言います。

推計にあたっては、全国表の10桁分類ごとに推計するように努め、産業連関部局長会議「平成17年産業連関作成基本要綱」、総務省「地域産業連関表作成基本マニュアル」、経済産業省「平成17年地域産業連関表作成基本要綱」等を参考としています。

以下に各部門（内生部門・最終需要部門・租付加価値部門）の定義と範囲を掲載します。

(2) 内生部門

① 農業

（定義と範囲）

この部門は、米、麦、野菜等の耕種農業、畜産及び農業サービスの生産活動です。

生産額には、上記の生産活動による財・サービスのほか、きゅう肥等の副産物、動植物の育成成長分及びに農家の自家消費分も含まれます。

② 林業

（定義と範囲）

この部門は、育林、素材、特用林産物（狩猟業を含む。）の生産活動です。生産額には、収穫物のほか立木の保護育成が含まれます。

なお、林道、治山等の農業土木は、建設部門に含まれます。

③ 漁業

（定義と範囲）

この部門は、沿岸漁業、沖合、遠洋漁業及び海面養殖業からなる海面漁業と河川、湖沼等の内水面漁業・養殖業の生産活動です。

④ 鉱業

（定義と範囲）

この部門は、金属鉱物、窯業原料鉱物、砂利・採石、その他の非金属鉱物、石炭・亜炭、原油・天然ガスの生産活動です。

⑤ 製造業

（定義と範囲）

この部門は、日本標準産業分類における大分類F「製造業」を主体とします。

⑥ 建設

（定義と範囲）

この部門は、国、地方公共団体及び民間が県内で行った土木・建築活動であり、建築、建設補修、土木からなります。なお、これらの建設工事に係る用地費等は生産額に含めません。

⑦ 電力・ガス・水道

(定義と範囲)

この部門は、電力、都市ガス、熱供給、水道、廃棄物処理の生産活動です。

電力は、県内における火力、原子力等による販売用の発電・送配電からなり、水道は、上水道、下水道、工業用水からなります。

⑧ 商業

(定義と範囲)

この部門は、商品を仕入れて販売する卸売・小売の活動です。

本部門の生産額概念は、他の部門と異なり、売上高から仕入額を差し引いた商業マージン額を生産額とします。

⑨ 金融・保険

(定義と範囲)

この部門は、金融と保険の生産活動です。

金融の生産額は、帰属利子と手数料収入を合計したものです。帰属利子とは、貸付金に対する受取利子から預貯金に対する支払利子を差し引いたものです。

保険は、生命保険と損害保険とに分けられ、その生産額は、「(受取保険料+資産運用益) - (支払い保険金+準備金純増)」の式で計算される帰属保険サービスで評価されます。

⑩ 不動産

(定義と範囲)

この部門は、不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料の生産活動です。

住宅賃貸料の生産額は、家賃収入と帰属家賃に分けられます。帰属家賃とは、持家住宅及び給与住宅を市中家賃の賃貸料で評価したものです。

⑪ 運輸

(定義と範囲)

この部門は、鉄道輸送、道路輸送、水運、航空輸送、倉庫、運輸付帯サービスからなります。

⑫ 情報通信

(定義と範囲)

この部門は、平成17年表で新たに編成された部門で、郵便・信書便、電気通信、その他の通信サービス、公共放送、民間放送、有線放送、情報サービス、インターネット付随サービス、映像・文字情報制作からなります。

⑬ 公務

(定義と範囲)

中央政府、地方政府等の政府関係機関の生産活動を、一般に政府サービス生産者として分類していますが、そのうち、教育、医療等「準公務」に格付けされる部門を除いたものです。

⑭ サービス

(定義と範囲)

この部門は、教育・研究、医療・保健・社会保障、介護、その他の公共サービス、対事業所サービス、対個人サービスからなります。生産額は原則として売上高をもってあてています。

⑮ 事務用品

(定義と範囲)

この部門は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものを範囲とする仮設部門です。

⑯ 分類不明

(定義と範囲)

この部門は、他のいずれの部門にも属さない財貨サービスの生産活動を範囲とする仮設部門です。また、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もあります。

(3) 最終需要部門

① 家計外消費支出(列)

(定義と範囲)

家計外消費は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う経費で、家計消費支出に類似する支出であり、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費を範囲とします。最終需要部門では、全産業での消費額が財別に計上され、粗付加価値部門では、その支出額が産業別に計上されます。

② 家計消費支出

(定義と範囲)

家計の財貨及びサービスに対する消費支出額から同種の販売額(中古品と屑)を控除し、県外から受け取った現物贈与の純増を加算し、さらに県内居住者の県外消費を加算したものです。ここで、いう消費者支出は、土地、建物・構築物以外のものに対するすべての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財貨の購入額のすべてを消費支出として計上します。

③ 対家計民間非営利団体消費支出

(定義と範囲)

対家計民間非営利サービス生産者の生産額(生産額に要する経常的コストに等しい)から他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、対家計民間非営利団体の自己消費額に等しくなります。

したがって、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものになります。

④ 一般政府消費支出

(定義と範囲)

中央・地方政府に分類される政府サービス生産者に生産額(生産活動に要するコストに等しい)から他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたものに等しくなります。

したがって、政府サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものになります。

⑤ 一般政府消費支出(社会資本等減耗分)

(定義と範囲)

一般政府の保有する道路、ダム及び防波堤のような建物、構築物等の資産(社会資本)に係る固定資本減耗分を範囲とします。

平成12年表から、「一般政府消費支出」と分離し、「一般政府消費支出(社会資本等減耗分)」として別掲となりました。

⑥ 県内総固定資本形成

(定義と範囲)

政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者及び産業並びに家計による県内における土地、建設物、機械、装置などの有形固定資産の取得からなり、資産の取得に要した資産の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等直接費用を含め、特許権、のれん代等の無形固定資産は含みません。土地は購入価格を除いた、土地の造成、改良費のみを計上します。

なお、固定資本として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のものとしています。

また、資産の耐用年数を延長する場合と、偶発損に対する大修理、大補修は、原則として資本形成として計上します。

具体的には、長期生産物の仕掛品について、船舶と重電機の場合は、在庫に計上し、建築物の場合は、工事進捗量をもって生産額とし、そのすべてを資本形式とします。

また、家畜のうち資本用役を提供するものについては、成畜ではなくとも成長増加分を資本形成に計上します。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜は在庫に計上します。同様に果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物も自己勘定は成長増加分を資本形成に計上し、苗木生産者が所有するものは在庫に計上します。

⑦ 在庫純増

(定義と範囲)

在庫純増は、在庫を生産する産業が保有する生産者製品在庫、半製品・仕掛品在庫、商業部門が保有する流通在庫、産業、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が保有する原材料在庫の物量的増減を、年間平均の市中価格で評価したものです。

⑧ 移輸出

(定義と範囲)

県内で生産された財及びサービスの国外に対する「輸出」及び国内の他都道府県に対する「移出」からなります。また、財の単なる通過は考慮しません。

⑨ (控除) 移輸入

(定義と範囲)

財及びサービスの国外からの「輸入」及び国内の他都道府県からの「移入」からなり、関税及び輸入品商品税を含みます。移輸入された財及びサービスは県内で消費され、財の単なる通過は考慮しません。

(4) 粗付加価値部門

① 家計外消費支出(行)

概念定義、推計方法等については、最終需要部門の家計外消費支出を参照。

② 雇用者所得

(定義と範囲)

雇用者所得とは、県内の民間、政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物の一切の所得です。雇用者所得も県内概念として把握されるため、居住者、非居住者を問わず、県内で発生した雇用者所得の所得をもって雇用者所得としています。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時、日雇行動者に対する所得を範囲とし、自営業主の所得は、営業余剰に含めます。

雇用者所得は、賃金・棒給、社会保険料(雇用主負担)、その他の給与及び手当により構成されます。

③ 営業余剰

(定義と範囲)

粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税一補助金）を控除したものを範囲とし、粗付加価値部門での調整項目的役割が強い部門です。

営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等からなります。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当は含みませんが、これは、各部門を生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためです。

個人業主や無給の家族従業者などの所得は、雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれます。

政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産額は、生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、営業余剰は発生しません。営業余剰は産業にのみ発生します。

④ 資本減耗引当

(定義と範囲)

固定資本の価値は生産過程において消耗されていきますが、この価値の減耗分を補填していくために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とします。減価償却費は、固定資本の通常の摩耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故等による不慮の損失に対するものです。

⑤ 資本減耗引当（社会資本等減耗分）

概念定義、推計方法等については、最終需要部門の一般政府消費支出（社会資本等減耗分）を参照。

⑥ 間接税

(定義と範囲)

間接税は、財・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものです。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれます。消費税はここに含まれます。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要の控除項目として県表では、移輸入に計上します。

⑦ （控除）補助金

(定義と範囲)

補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の価値を低める等の政府の政策項目によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金です。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも補助金に含まれます。県民経済計算の補助金と同じ範囲となります。

6 推計方法

(1) 生産額の推計

① 推計方法

原則として基本分類（520品目[7桁コード]）をさらに細かくした分類（約3,800品目[10桁コード]）での推計を行っています。基本的に「単価×生産数量」にて推計を行っていますが、サービス業などこの方法になじまない部門については、売上高などを用いています。

また、部門の性質や資料上の制約などから直接の推計が困難なものについては、全国表の生産額を関連する指標を用いて、対全国比で分割する方法にて推計を行っています。

② 推計資料

国や県の既存統計資料を中心として、地域産業関連表用として国から提供されている資料及び県の関係各課や関係団体などへの照会による資料などを用いています。

主な資料は、以下のとおりです。

○農林水産業

- 農林水産省「農林水産省統計表」
- 和歌山農政事務所「和歌山農林水産統計年報」
- 農林水産省「作物統計」
- 農林水産省「農林業センサス」
- 農林水産省「生産林業所得統計報告書」
- 農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

○鉱業

- 経済産業省「砕石統計年報」
- 和歌山県調査統計課「県民経済計算年報」
- 経済産業省「生産動態統計」

○製造業

- 経済産業省「工業統計組替集計結果報告書」
- 経済産業省「生産動態統計」
- 農林水産省「畜産物流通統計」
- 農林水産省「水産物流通統計」
- 国税庁「国税庁統計年報書」
- 経済産業省「商業統計表」
- 文部科学省「学校基本調査報告書」

○建設

- 国土交通省「建設総合統計年度報」
- 国土交通省「建築統計年報」
- 国土交通省「建設工事施工統計調査報告」

○電気・ガス・水道

- 和歌山県調査統計課「県民経済計算年報」
- 総務省「サービス業基本統計組替集計結果報告書」

○商業

- 経済産業省「商業統計表」
- 総務省「事務所・企業統計調査報告」

○金融・保険

- 和歌山県調査統計課「県民経済計算年報」

- 不動産
 - 総務省「事務所・企業統計調査報告」
- 運輸
 - 国土交通省「陸運統計要覧」
 - 国土交通省「港湾統計」
 - 和歌山県調査統計課「和歌山県統計年鑑」
 - 総務省「日本統計年鑑」
 - 総務省「サービス業基本統計組替集計結果報告書」
 - 総務省「事業所・企業統計調査報告」
- 情報通信
 - 和歌山県調査統計課「和歌山県統計年鑑」
 - 総務省「サービス業基本統計組替集計結果報告書」
 - 総務省「事業所・企業統計調査報告」
- 公務・公共サービス
 - 和歌山県調査統計課「県民経済計算年報」
 - 和歌山県調査統計課「和歌山県統計年鑑」
 - 総務省「日本統計年鑑」
 - 総務省「事業所・企業統計調査報告」
- 民間サービス業
 - 総務省「サービス業基本統計組替集計結果報告書」
 - 経済産業省「特定サービス産業実態調査報告書」
 - 総務省「事業所・企業統計調査報告」
 - 朝日新聞「民力」

(2) 粗付加価値部門及び最終需要部門の推計

① 推計方法

各種資料や県民経済計算の結果から直接、あるいは数量・単価を用いて推計しています。また、県独自で推計できる資料が十分でないものについては、全国表の数値を直接または間接的指標を用いて分割するなどにより推計を行っています。

② 推計資料

生産額推計と同様ですが、移輸出入については各都道府県と国が特別に調査を実施した商品流通調査の結果を併せて用いています。

主な資料は、以下のとおりです。

最終需要部門

- 家計外消費支出（列）
 - 総務省「平成17年産業連関表」
- 家計消費支出
 - 総務省「全国消費実態調査報告」
- 対家計民間非営利団体消費支出
 - 総務省「平成17年産業連関表」
- 一般政府消費支出
 - 和歌山県調査統計課「県民経済計算年報」
 - 総務省「平成17年産業連関表」

- 県内総固定資本形成
 - 和歌山県調査統計課「県民経済計算年報」
 - 内閣府「国民経済計算年報」
- 在庫純増
 - 経済産業省「工業統計組替集計結果報告書」
 - 経済産業省「商業統計表」
 - 和歌山県調査統計課「県民経済計算年報」
- 移輸出・移輸入
 - 農林水産省の流通関係各種資料
 - 国土交通省「港湾統計」
 - 経済産業省「碎石統計年報」
 - 総務省「国勢調査報告」
 - 和歌山県観光振興課「観光客動態調査」
 - 総務省「社会生活基本調査」
 - 国土交通省「観光白書」
 - 総務省「平成17年産業連関表」

粗付加価値部門

試算投入額を和歌山県調査統計課「県民経済計算年報」などにより、調整しています。

(3) 投入・産出額

投入額の推計については、平成17年全国表の投入係数を用いて試算投入額を求め、投入額に関する資料が得られている範囲の部門については、これを用いて修正を行っています。また、産出額については、投入側から得た数値をもととして、県民経済計算との整合性や平成12年表との比較検討及び中間需要、最終需要、移輸入間のバランスを考慮して調整を行っています。

7 作成手順の概略

産業連関表の作成は、原則として国の「平成17年（2005年）産業連関表作成基本要綱」（産業連関部局長会議）及び「平成17年（2005年）地域産業連関表作成基本要綱」（経済産業省経済産業政策局調査統計部経済解析室）に準じて、基本方針・基本要綱の決定の後、これに基づき計数の推計を行うための資料の収集・整理、計数の推計と調整、結果の公表という手順で行われています。

また、作業内容も広範囲で多岐にわたることから、作成に要する期間は約5カ年となっています。以下に作業順を追う形で説明していきます。

（1）部門分類の設定

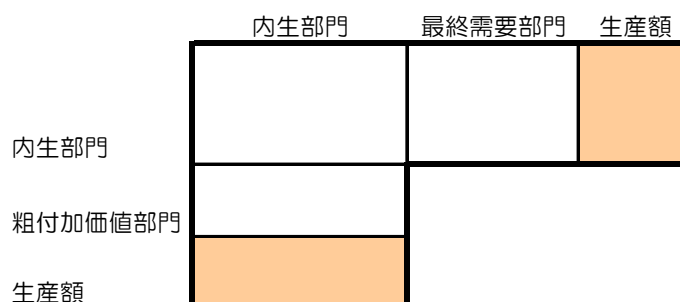
産業連関表作成の基礎となる各種の統計は、それぞれ異なった分類にて作成されていますので、まず産業連関表の部門分類（概念・定義・範囲）を設定します。これは、県内の産業活動を一つの表の上に統一的に記録をするためであり、以降の作業については、すべてこの部門分類に従う形で行われます。

（2）特別調査の実施

産業連関表を作成するに当たって、投入構造及び移出入などの基礎資料を収集し、精度の向上を図るために、国からの委託による各種の特別調査以外に、本県単独による「和歌山県商品流通調査」を平成17～18年度にかけて実施しています。

（3）県内生産額の推計

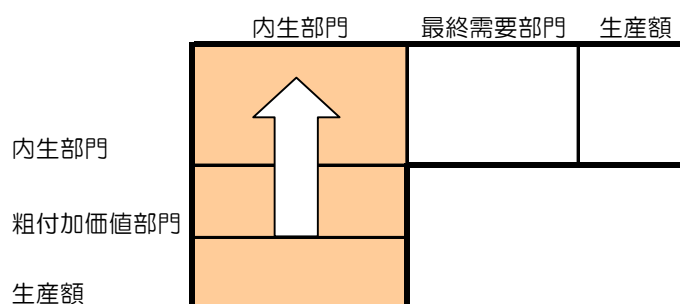
「地域産業連関表作成基本マニュアル」（総務省政策統括官（統計基準担当）付産業連関表担当統計審査官室）などの要領に準じて、各種の統計資料から財・サービスに係る各部門別の県内生産額（CT）を推計します。



（4）投入表（試算表）の作成

県内生産額（CT）に全国表の投入係数を乗じて試算投入額を求め、内生部門と外生部門（粗付加価値部門）について、それぞれ工業統計組替表、鉱工業投入調査、各種（工業統計、商業統計等）生産費調査、県民経済計算などの統計資料を利用して修正を行い、投入表を作成します。

なお、資料の制約などから一部については、試算投入額を使用しています。



(5) 最終需要部門の推計

県民経済計算、全国消費実態調査、家計調査などの統計資料を利用し、最終需要項目別に各部門ごとの推計を行います。また、移輸出入については平成12年商品流通調査結果表、各種の流通統計、本県の業務資料などを用いて推計しています。

なお、(4)と同じく資料の制約などから一部については、国の係数や構成比率を使用して推計しています。

	内生部門	最終需要部門	生産額
内生部門			
粗付加価値部門			
生産額			

(6) バランス調整（投入・産出額の調整）

(5)の時点では、投入側・産出側それぞれに推計を行っているため、別々の表の状態となっています。これを1つの表として成立させるために、全部門の係数について調整（バランス調整）を行います。

バランス調整については、投入の構造が(4)の時点にてほぼ調整されていますが、この段階では産出の構造の調整が終わっていない状態であるため、産出側での調整（主に最終需要部門）を中心に行っています。（最終需要部門がない部門については内生部門で、また産出側で調整しきれない場合は、投入側で調整を行っています。）

最終的に、列方向の和と行方向の和とが一致するように調整を行い、マトリックスとして成立させた上で四捨五入の端数処理をし、平成17年表を完成させています。

	内生部門	最終需要部門	生産額
内生部門			
粗付加価値部門			
生産額			

- ・ 列方向 内生部門 + 粗付加価値部門 = 生産額（列）
- ・ 行方向 内生部門 + 最終需要部門 = 生産額（行）
- ・ 生産額（列） = 生産額（行）